

## 第 2 回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和 5 年 8 月 3 日（木） 13:30～

岐阜合同庁舎 4 階 B 会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、令和 5 年度第 2 回岐阜県最低賃金専門部会にご出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日の審議は議事録を作成し公開することとしますが、傍聴人を入れずに進めます。</p> <p>それでは栗山部会長よろしくお願いたします。</p>
栗山部会長	<p>それでは、ただ今から令和 5 年度第 2 回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>まず、議事に入る前に、目安に関する報告があります。事務局から説明してください。</p>
平野室長	<p>既に皆様には、メールでお知らせしていますが、令和 5 年度地域別最低賃金額の目安に関して伝達がありましたので、7 月 27 日の審議会において決定されたとおり、本日の専門部会において御報告いたします。</p> <p>7 月 28 日第 5 回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が開催されましたが、労使の意見が一致しなかったため、同小委員会は公益委員見解による目安額を地方最低賃金審議会に示すよう取りまとめ、中央最低賃金審議会に報告しました。</p> <p>同日、中央最低賃金審議会が開催され、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣へ目安が答申され、本省労働基準局長より岐阜労働局長に対し、目安に関する答申文が送</p>

	<p>付されました。</p> <p>Bランク区分である岐阜県の引上げ額の目安は、40円となっております。</p> <p>それでは、安藤賃金室長補佐から目安額の伝達に関し、御報告いたします。</p>
安藤室長補佐	<p>お手元に配布しました資料No.1（1ページから26ページ）「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。</p> <p>（答申文の朗読）</p> <p>以上が答申の内容です。</p>
平野室長	<p>地方最低賃金審議会における審議の参考となりますよう、中央最低賃金審議会会長（戎野会長代理）から、「令和5年7月28日令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのビデオメッセージ」が届いておりますので、今から御視聴していただきますようお願いいたします。</p>
中央最低賃金 審議会 戎野会長代理	<p>（ビデオ視聴）</p> <p>中央最低賃金審議会の戎野と申します。</p> <p>令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。</p> <p>本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。</p> <p>令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。</p> <p>これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この</p>

度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかし

しながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の

差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会でご提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思っております。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公

	<p>労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。</p> <p>以上です。どうもありがとうございました。</p>
栗山部会長	<p>それでは、ただ今事務局から説明のありました目安に関する報告について、何か御意見はございますか。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
栗山部会長	<p>続きまして、使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
栗山部会長	<p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p><b>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>まずは、事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは、本日お配りしました岐阜県最低賃金の改正決定に関する資料について御説明します。</p> <p>資料No.2（27 ページから 28 ページ）になります。岐阜県が公表しております令和 5 年 5 月の毎月勤労統計調査の産業別現金給与額に関する資料です。</p> <p>資料No.3（29 ページから 36 ページ）ですが、岐阜労働局が公表しております令和 5 年 6 月の「有効求人倍率の状況」です。</p> <p>いずれの資料も前月分を 7 月 3 日の本審で配布しております。最新の数値が公表されましたので、本日追加資料として配布させていただきました。</p> <p>以上です。</p>

栗山部会長	<p>それでは、ただ今説明のありました配布資料について、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>ございません。</p>
栗山部会長	<p>使用者側いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>ございません。</p>
栗山部会長	<p>それでは、議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>前回第1回専門部会では、岐阜県最低賃金の改正について、労使双方から基本的な考え方についての御意見を伺いました。</p> <p>労働者側からは、</p> <p>現在の岐阜県の最低賃金では、2,000時間働いたとしても、年収200万円に届かないワーキングプア水準にしか過ぎないということから、「生存権を確保するとともに労働対価として相応しい水準を確保する」、「コロナ禍の影響を踏まえ、経済、社会の活力の源となる人への投資」、「物価上昇が生活に及ぼす影響の実態を踏まえ消費者物価上昇率を考慮した引き上げ」、「労働力流出の原因となる地域間格差の縮小を図る」、この4点を重点に置き、誰もが時給1,000円を早期に達成するとともに最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げを目指したい。</p> <p>といった御意見であったと思います。</p> <p>使用者側からは、</p> <p>最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業比率が高い岐阜県は、価格転嫁やコロナ禍からの業績回復等、厳しい企業が多いのが現状であることから、厳しい経営状況と経営に与える影響を十分考慮して、慎重な審議を行う必要があります。今年度の審議においては、最低賃金決定の3要素を踏まえ岐阜県企業の現状、声を伝え審議に臨む。</p> <p>といった御意見であったと思います。</p>

	<p>本日、個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたらお伺いしますがいかがでしょうか。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いします。</p>
栗本委員	<p>意見を述べる前に御了承いただきたい件があります。</p> <p>意見を述べる際に説明用資料を使用したいのですが、公益側委員及び使用者側委員の皆様へ資料を配布させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>なお、配布資料を審議会の資料とすることは希望していません。</p>
栗山部会長	<p>ただいまの意見につきまして使用者側いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
栗山部会長	<p>では、了承しますということなので、説明用資料の配布をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明用資料配布)</p>
栗本委員	<p>今お配りした資料につきましては、A3の資料が「岐阜県地域別最低賃金と近隣県の推移」をグラフ化したものでございます。</p> <p>このグラフの趣旨としましては、労働力の流出に着目して見ていただければと思います。賃金の格差がこれだけあるということでございます。赤い折れ線が岐阜県の最低賃金、それから、三重県、愛知県、静岡県、滋賀県というかたちで、東海三県に滋賀県を加えてグラフ化させていただきました。</p> <p>約20年前に遡っていただきますと、賃金差はさほどなかったものですが、2019年頃から特に岐阜県と愛知県との差が非常に大きくなってきているということがわかるかと思えます。労側としましてこの点愛知県への労働</p>

	<p>力の流出を少しでも賃金格差を解消するためにも目に見えるグラフということで、御認識いただければと思います。</p> <p>もう一つの資料につきましては、連合が発行しております「リビングウェイジ」でございます。</p> <p>労働者が最低限の生活を営むために必要な賃金水準を割り出したものでございます。こちらは、2022年に算出したもので、岐阜県のところを見ていただきますと、1,030円という金額が出ております。労働者が最低限の生活を営むためには、岐阜県では時給1,030円が必要であるという指標でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続き使用者側委員からお願いします。</p>
澤村委員	<p>使用者側も意見を述べる前に御了承いただきたい件がございます。</p> <p>労働者側委員と同様に意見を述べる際に説明用資料を使用したいのですが、公益側委員及び労働者側委員の皆様へ資料を配布させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、配布資料を審議会の資料とすることは希望していません。</p>
栗山部会長	<p>労働者側委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
栗山部会長	<p>では、異議ないということですので、説明用資料の配布をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明用資料配布)</p>
澤村委員	<p>今回の公益委員見解につきましては、最低賃金決定の3要素のうち、労働者の生計費を重視したものになっており</p>

	<p>ますが、企業物価指数は消費者物価指数を上回っている状況にあり、原材料価格の高騰や価格転嫁の進捗についても二極化が進んでいる状況を見ますと、中小・小規模企業は依然厳しい状況にあります。</p> <p>消費者物価の上昇を踏まえて最低賃金を一定程度上げることが理解しておりますが、最低賃金の引上額は法律に定められた3要素を十分に配慮した上で議論すべきであると考えております。3要素のうち賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表賃金の上昇率の結果を最も重視すべきと考えております。</p> <p>また、最低賃金を引上げることによる影響率は岐阜県も上昇しており、最低賃金の大幅な上げは経営上のコスト増に耐えかねて事業が立ち行かなくなるところが出てくるのではないかと、特に中小企業比率の高い岐阜県企業にとっては危惧しております。</p> <p>足下の岐阜県の経済情勢は景況感等の指標を見ましても回復度合いが鈍い状況であり、岐阜県内企業の状況を表すデータを丁寧に検証した上で、地域の経済実態をしっかりと見極めながら慎重に審議すべきであると考えます。</p> <p>以上です。</p>
川本委員	<p>私からは、岐阜県企業の賃金支払い能力が十分ではないことについて、以下5つのポイントから客観データに基づき述べさせていただきます。</p> <p>まず1点目は、企業の支払能力を左右する「企業物価」に関することです。国内全体の企業物価水準は、令和2年を100としますと昨今119から120という水準で推移しています。</p> <p>一方「消費者物価」は、令和2年を100としますと昨今104から106という水準です。「企業物価」は企業間で取引される商品の価格ですので、「企業物価」が「消費者物価」を上回っているということは、企業が原材料やエネルギー価格の値上がり分を、コスト削減や自己負担で吸収してい</p>

ることを物語っています。経営が苦しいこの現状を十分考慮した審議が必要です。

2点目は「価格転嫁率」です。経済産業省の調査では日本全体で47%程度まで高まってきている状況ですが、裏を返せば50%以上は価格転嫁ができていないということです。

また、全く価格転嫁できない企業も多数あります。政府として今後も積極的に発注先の親会社を指導していく方針であり期待するところですが、足下の転嫁率から判断すると、中小企業の支払能力を高めるには十分な水準ではありません。

3点目は、「岐阜県内中小企業の景況動向（配布資料）」です。私どもの団体が毎月県内70業種を対象に調査しています。この6月については、売上高DI値はマイナス8とそれ程悪くはないですが、収益状況DI値がマイナス42と低迷しています。売上は戻ってきたが収益は上がらないというこの状況が、約1年位続いていることをご理解いただければと思います。

各業界の生の声も記載しています。例えば牛乳製造業からは「価格転嫁は行っているが、材料費や配送費等が更に値上がりしているので転嫁が追いつかず経営が苦しい」、合成繊維系織物からは「工賃の値上げまでは要請できず収益が悪化している」、家電機器販売からは「諸物価が上がっていることが消費者の購買意欲を削いでいる。売上と利益の関係が崩れている」といった声があがっています。経営に苦慮する現場の声を、是非、審議の参考にいただければと思います。

4点目は、中小企業白書に記載されている「中小・小規模事業者比率（配布資料）」についてです。

企業数では岐阜県は中小比率が99.9%（全国平均99.7%）、小規模事業者比率では岐阜県は86.6%（全国平均84.9%）となっています。従業員数では、岐阜県は中小

	<p>比率が 85.6%（全国平均 68.8%）、付加価値額で見ると岐阜県は中小比率が 80.5%（全国平均 52.9%）となっています。どの項目も、岐阜県では中小企業比率が全国平均をかなり上回っていることがわかります。岐阜県は大企業依存度が低く、規模と体力に乏しい中小・小規模事業者への依存度が高い、即ち、賃金の支払い能力も総じて全国平均より低いと言えます。</p> <p>最後 5 点目は、「倒産件数」です。第 1 回専門部会配布資料 373 ページにある岐阜県の企業倒産件数ですが、前年同月比で 5 月は 200%増と非常に高い水準となっています。6 月も 50%増です。こういったところにも、岐阜県企業の経営の深刻さが表れています。</p>
野原委員	<p>先程のビデオメッセージにもございましたが中央審議会の答申の公益委員見解、これは総じて結果的には物価状況に基づく生計費を重視した結論だと認識しております。事業者の支払能力に係る厳しい現状について、十分に反映していただけなかったという認識をしております。</p> <p>中央審議会では、総合的な統計データに基づいて議論をしておられますので、地方においては、地域の経済の或いは雇用の実態に基づく検討、これが重要なのではないかと考えております。私が所属している団体は小規模な事業者が多い団体でして、是非、小規模事業者の実態を御理解いただきたいと考えています。</p> <p>特に中央審議会の答申の公益委員見解の中に少し読み上げますが、こういった文言がございました。「賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第 4 表と春季の賃上げ妥結状況の差からも小規模事業者は賃上げ支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で最低賃金は企業の経営状況に関わらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。」というお考えを公益委員が述べて</p>

おられる。公益委員が小規模事業者の支払能力が低いこと、引上げに限度があるということを認識しておられるということだと思います。

当然、岐阜県の審議会におきましても、法の3要素に基づいての審議が基本だと思いますが、このうち企業の支払能力については、引上げによって影響を受ける規模の小さな事業者について考えることが重要だと認識しております。最賃の引上げが事業者の廃業だとか、それに伴う従業員の失業につながってはいけません。

当然、小規模事業者にも業を営んで生活をしていく権利があるはずです。そこで、小規模事業者に係る状況について、私共でアンケート調査を実施いたしました。それによって、状況、実態を御理解いただくために説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お配りしました資料「最低賃金に係るアンケート結果（令和5年7月調査）」について、まずは、基本的な情報を確認させていただきます。県内に私共の支所が3か所ございます。岐阜・西濃エリア、中濃・東濃エリア、飛騨エリアとそれぞれで支援室の職員が対面により調査を行い、45事業所に御協力をいただくことができました。

従業員の規模としましては、5人以下、6～20人、21人以上ということです。商工会連合会、商工会会員事業者は5人以下の事業者が85%、20人以下の事業者が95%でございますので、できるだけ、その比率に近い形で対象を絞り込み御協力をいただきました。その対象としました事業所の中にパート、アルバイトの非正規従業員が251人いました。主婦の方、高齢者の方が多いということでございます。

業種別には記載にある事業所に御協力をいただきました。事業形態としては、個人18事業所、法人27事業所に御協力をいただきました。業歴では31年以上の事業者が23事業所ということで、長年事業を営んでいる方に声を聴

くことができたということでございます。

2 ページからが対面調査の結果となります。

まずは昨年の最低賃金の引上げに対する影響を伺ったのですが、「最低賃金を下回っていたため最低賃金額まで引上げた」19 事業所、「更に最低賃金額を超えて引上げた」5 事業所、トータルで 24 事業所、全体の 53%は最低賃金を下回っていた状態であって、賃金を引上げたということです。

それから、(4)にございますように最低賃金を上回っていたが賃金を引上げたという事業所が 11 ございます。未満率、影響率という数字がありますが、あれは労働者の数についてだと思いますが、既に最低賃金額を上回っているところでも、最低賃金の引上げで全体の賃金がベースアップされますと、それによって賃金の引上げをせざる得ない事業所が大きな影響を受けているということでございます。

この最低賃金を下回っていた 24 の事業所について価格転嫁の状況を確認しますと、「ほとんど価格転嫁できていない」或いは「少しできている」というところが、15 事業所と 6 事業所で全体の 87%でございます。「価格転嫁ができています。」というところは、0 ということで全くなかったということでございます。

3 ページを御覧いただきたいのですが、令和 4 年度の引上げによる影響というところで、(1)と(2)を想定以上の引上げと捉え、(3)と(4)を想定通りの引上げと考えると、それぞれ、14 事業所、9 事業所、20 事業所、2 事業所で丁度半々という状況ですが、「想定以上の引上げで経営上の影響があった」というところが 14 事業所、「想定通りの引上げで経営上の影響があった」というところが 20 事業所、この 2 つで全体の 76%を占める。

この経営上の影響があった事業者について、最低賃金の負担感を聴いてみますと、「大いに負担になっている」、「多

少は負担になっている」合わせて 32 事業所ということで全体の 94%が大きな負担を感じているということでございます。

令和 5 年度の最低賃金の改正による引上げの捉え方を聴いてみますと、「法定賃金であり一定程度の引上げはやむを得ない」と考えている事業者が 4 分の 3 程います。「法定賃金であっても全く引上げは容認できない」という感じ方をしている事業者も 4 分の 1 程います。基本的には引上げを全く否定しているものではございません。

しかし、今後の懸念事項を聴いてみますと、「価格転嫁ができない」が 28 事業所で全体の 45%程、それから、「配偶者の扶養控除内に収まるためのシフト調整による人手不足」が 13 事業所と続いています。こうした賃金上昇に関して、個別の意見や声を上げておられる方もおられまして、「急激な賃上げは小規模事業者を廃業に追い込むことになりかねない。」或いは「零細企業にとっては切実な問題です。」、「何でも大手と同じ事はできません。」、「企業の存続を考える必要が出てきます。」といったところ、「経営力が弱いところが更に人手不足に陥る。」という声があり、更に要望的な事項として、「雇用主に対する支援策を考えてほしい。」、「賃上げに対する助成や減税等の軽減措置があると有難い。」といったような声が上がっております。

それから、最後のページでございますが、先程配偶者の扶養控除内のシフト調整という話がありましたが、就業調整についても確認をしてみました。「パート従業員の就業調整が発生している」が 20 事業所、約半分弱ございました。その就業調整の影響についても「他のパートや正社員にしわ寄せが発生する」或いは「代替人材の確保に苦慮する」といったところが、トータルで 65%程といったことになっておりまして、これについても事業所からの声としては、最低賃金の引上げによって扶養範囲の人は就業調整して事業所は人手不足という、どちらにも不利益だというこ

	<p>とで、扶養控除内に収まるよう限度額を上げてほしいというような声も上がっています。</p> <p>今申し上げましたのが、小規模事業者の現況と要望に係る声でございます。昨年も就業調整の要望については、最後の本審の場で審議会としても声を上げていくべきではないかという発言をさせていただいたのですが、私の発言だけで終わってしまいました。今年度は是非こうした要望を専門部会或いは審議会として提言をしていくように結びつけていただきたいと思いますと考えております。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方から御意見を伺いました。私の方でごく簡単にまとめてみますと、労働者側委員からは、大きく2点程の御意見がありました。</p> <p>説明資料に基づきまして、まず、近傍の最低賃金の推移をグラフ化されまして、賃金の格差が大きいと、それが労働力の流出につながるというような御説明がありました。特に2019年頃から岐阜、愛知の差が大きくなっているとの御指摘がありました。</p> <p>また、もう一つは連合がまとめた資料の「リビングウェイジ」、人として相応しい生活をするのにどれくらいの賃金が必要かということで、2022年の資料によると1,030円程が必要であるとの御意見がありました。</p> <p>続きまして使用者側委員からの御意見についても、ごく簡単にまとめますと、大きく2点程の御意見にまとめられるとお聞きしておりました。</p> <p>一つは、中央では3要素のうち生計費を重視した目安ではないか。しかし、賃金の支払能力もしっかりと議論してほしいと、企業物価が消費者物価を上回っているのではないかとか価格転嫁も厳しい状況で2極化していると、中小事業者が厳しい経営状況にある。それに基づきまして岐阜の経営の深刻さという御指摘がありました。</p> <p>地域経済やこれらの実態に基づく議論をしていきたい。</p>

	<p>岐阜は中小企業の比率が高く、そういった企業は経営が困難であるとか、景況感、経営状況、収益状況は回復していないという御指摘がありました。</p> <p>また、アンケートに基づく実態の御説明とかですね。</p> <p>以上そういったことが御意見としてなされたと思います。</p> <p>それでは、これより公労・公使個別に御意見を伺ってきたいと思います。公労使各委員の皆様は議場から退出していただいて、それぞれの控室で待機をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。労働者側の控室へ伺わしていただきますのでよろしくお願ひします。労使の皆様は控室でお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
<p>(各側との二者協議)</p>	
<p>栗山部会長</p>	<p>それでは、公労使三者の審議を再開したいと思います。</p> <p>ただ今、公労、公使の二者協議を行いました。その内容について簡単に御報告させていただきたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員と二者協議を行いまして、基本的には本日説明していただいた考え方のおりでございますが、最低賃金は労働者の生存権を確保する重要な位置づけであること。そして、労働組合が未組織であり春闘などの恩恵を受けない労働者の生活改善に必要なものであること、更に地域間格差も縮小しなければならない。岐阜県におきましては労働力不足が激しいという状況から最低賃金の賃上げをきちんとしなければいけない。</p> <p>そういうことで、今日の金額としましては、「リビングウェイジ」で1,030円という金額が出されていまして、要するに目安額プラス80円の120円アップの1,030円にすべきであるとの御意見をいただきました。</p> <p>続きまして、使用者側委員と二者協議をいたしまして、</p>

	<p>使用者側委員も三者の場で十分御意見を述べていただきましたが、二者協議の場では最低賃金の他県との差は労働力の移動となるのかは疑問であるとの御意見とか、価格転嫁が進まないということにつきまして、価格転嫁を行おうとすると取引停止を覚悟しなければいけない難しい状況にあると、中小企業の経営状況の厳しさを御意見としていただきました。</p> <p>それでも、最低賃金をある程度引上げることについては、御理解をいただいて、3要素をきちんと考慮して決めるべきということで、第4表の③Bランクの賃金上昇が2.4%、この数字は生計費、支払能力を総合的に勘案して出ていることから、この数字を基準に考えたいと、そうすると金額としては22円アップの932円とするとの御意見をいただきました。</p> <p>以上で簡単ではありますが二者協議の内容について、説明させてもらいました。</p> <p>それぞれの御主張に対して、お互いに御意見、御質問がありましたら伺いたいと思います。</p> <p>労働者側の皆様はいかがでしょう。</p>
栗本委員	特段ございません。
栗山部会長	使用者側はいかがでしょう。
澤村委員	本日は特段ありません。
栗山部会長	<p>それでは、本日の審議はここまでとしたいと思います。</p> <p>お互いの御意見を持ち帰っていただきまして、次回明日審議を継続したいと思いますので、是非結論に至りますよう御検討いただきたいと思います。</p> <p>次に、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
平野室長	ありません。

栗山部会長	<p>それでは、本日はこれもちまして閉会としたいと思います。</p> <p>次回専門部会は、明日 8 月 4 日（金）午後 1 時 30 分から、この会場で開催します。</p> <p>それではお疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>
-------	--